令和８年（フ）第２３６号
岐阜県各務原市那加桐野外二ケ所大字入会地８番地212（サンシャイン　202）、前住所岐阜県各務原市蘇原吉新町３丁目９番地（プルミエール　102）
債務者　浦津　芳美
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３０７号
岐阜県各務原市蘇原瑞穂町３丁目49番地２（グループホームひまわり）、前住所岐阜県可児市久々利1523番地３
債務者　越田　　徹
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２３号
静岡県賀茂郡河津町峰829番地
債務者　渡邊　裕子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

令和８年（フ）第３２５７号
大阪府寝屋川市高柳栄町９―11―403、住民票上の住所兵庫県尼崎市七松町３丁目14番６号　庄司テラスハウス　３号
債務者　小山　裕文
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４１号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　西山　和樹
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４６号
大阪府枚方市東香里新町14番７号
債務者　萩　　潔
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４７号
大阪府枚方市東香里新町14番７号
債務者　萩　　京子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６２号
大阪府茨木市郡山２丁目25番３号　サンハイツ　103号
債務者　三堀紗弥加
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８２号
大阪府吹田市吹東町51番４―３号
債務者　茶屋　孝宏
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４５号
大阪府東大阪市島之内２丁目13番８号　ラマデグリシーナ　301号
債務者　野口　　豊
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８４号
大阪市住之江区住之江１丁目４番50―302号
債務者　西　　遥華
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９４１号
大阪市天王寺区上本町６丁目４番17号　ビューシャルム上本町407号
債務者　山口　正高
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３２号
大阪市東淀川区大道南３丁目12番７―607号
債務者　藤居　敏久
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０１号
大阪府枚方市渚西１丁目40番17―26号
債務者　橋本　治人
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３２号
大阪市西区九条１丁目14番３―302号
債務者　髙橋　美子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５７号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―610号
債務者　佐藤　修平
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０３号
大阪府枚方市南中振２丁目12番19号、前住所京都府木津川市梅美台５丁目20番地22　サルドセジュール105号
債務者　丸山　一志
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部